

開催年月日	平成30年3月14日（水）		
質問者	日本共産党	真下	紀子 委員
答弁者	環境生活部長	小玉	俊宏
	生物多様性・エゾシカ対策担当局長	東郷	典彰
	エゾシカ対策課長	宮津	直倫
	動物管理担当課長	北村	浩樹

質問要旨	答弁要旨
<p>一 エゾシカ対策について</p> <p>(一) エゾシカ捕獲と農林業被害等について 道は2014年にエゾシカ対策推進条例を施行し、これまでエゾシカ保護管理計画に基づく個体管理に努め、昨年4月から第5期計画の期間中に入っております。 エゾシカ被害の増加により、道は緊急対策を取り、農林業被害額は2011年をピークに、またエゾシカの捕獲数も2012年をピークにそれぞれ減少傾向にあるものの12万頭の高水準にあります。都市型被害やJRや自動車との衝突事故、知床の食害など、未だ大きな被害があります。 そこでまず、エゾシカ捕獲と農林業被害等の推移について伺います。</p> <p>(二) エゾシカによるJRの支障件数等について 減少傾向と確認をいたしました。 エゾシカによるJR宗谷線の支障件数が非常に多いと聞いておりますが、その被害状況について伺います。 また、その対策として沿線周辺での集中的な対策を取る必要があると考えますが、どのように対応されるか伺います。</p> <p>(三) 高山植物及び希少猛禽類への影響について さきほど根室線の話もありましたが、鉄道の存続が係っておりますので、必ず実効有る対策をしていただきたいと指摘をしておきます。 夕張岳など高山植物への影響、希少猛禽類への影響調査などに取り組まれたと承知をしております。 どのような調査結果を得て、その後の検討状況と達成状況について伺います。</p> <p>(四) 鳥獣捕獲等の専門家の必要性と人材育成について</p> <p>1 シカ条例における位置付けについて ここまでですね、影響が広がっているし、深刻化し</p>	<p>(エゾシカ対策課長) エゾシカの捕獲と農林業被害等の推移についてありますが、全道における捕獲数につきましては、平成22年度から5年間で緊急的に個体数を削減する取組によりまして、平成24年度に過去最高の14万4千頭を捕獲し、その後、12万頭から13万頭程度で推移しまして、平成28年度は12万頭を捕獲したところであります。 また、全道の農林業被害額につきましては、平成23年度の64億円をピークに減少し、平成28年度は、39億円となったところでございます。</p> <p>(エゾシカ対策課長) JR宗谷本線のエゾシカによる運行の支障についてありますが、エゾシカとの衝突や、衝突を回避するための停車といった列車の運行支障件数は、平成23年以降、全道で2,500件程度と、横ばい傾向にある中で、宗谷本線は増加傾向にありまして、平成28年度は、路線別では一番多く、過去最多の528件となっております。 道としては、振興局と関係団体からなる「地域エゾシカ対策協議会」などを通じJR北海道や関係機関等と連携し、侵入防止柵の延長などを要請しながら、事故防止対策や道が自ら行う指定管理鳥獣捕獲等事業などによる捕獲対策について検討してまいります。</p> <p>(エゾシカ対策課長) 高山植物や希少猛禽類への影響等についてありますが、夕張岳やアポイ岳などで、エゾシカによる高山植物の食害や踏みつけが確認されたことから、平成22年度から3年間、一部区域に植生防護柵を設置し、希少植物を緊急的に保護したところであります。 また、エゾシカ猟による希少猛禽類への影響については、夕張と増毛、白糠の3地域で調査を実施し、夕張及び増毛地域では顕著な影響は見られませんでした。白糠地域では繁殖の減少が確認されたことから、多くの希少猛禽類の営巣地が存在する宗谷とオホーツク管内の海岸部では3月の銃による狩猟を自粛するよう、周知しているところでございます。</p> <p>(エゾシカ対策課長) 条例における人材育成の位置付けについてでありま</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ていることだと思います。今後の管理体制を考えると、鳥獣管理士等の専門的人材の養成、これは欠かせない問題だと考えております。</p> <p>振り返りますと、2003年から野生鳥獣保護管理制度の検討を開始し、2010年にエゾシカネットワーク協議会を設置しています。</p> <p>エゾシカの個体数管理に向けた抜本的な対策として捕獲専門家や鳥獣保護管理を行う人材養成のための制度設計、カリキュラムのための研修や説明会の実施を盛り込んでおられたわけですが、現行のエゾシカ条例にはどのように反映をされているのでしょうか。</p> <p>2 道内での育成状況について</p> <p>捕獲の専門家と共に、管理に関する専門家の養成が必要だということが入っているということですね。</p> <p>以前にも取り上げたのですが、西興部村では、ピームライフルの実習も含めて、受講1回12万円で道外の県庁、それから林野庁、林業会社からも参加があると聞いているのですが、道庁職員は2人の受講にとどまっているというふうに聞いております。</p> <p>恵みをいただくという考え方で、エゾシカ1頭を6人で解体し、資源の有効利用に向けた取組も進められていると聞いております。本州からも受講される方がいると聞いておりますが、テキスト代や旅費、それから宿泊代は自分持ちになっているんですね。これはなかなか厳しいということでした。</p> <p>道は、こうしたところに支援をしているのか伺います。</p> <p>また条例に基づき、どのような対策をとり、その結果、道内での育成状況がどこまで進んでいるのか伺います。</p> <p>(五) 他県における鳥獣管理に係る専門家の養成について</p> <p>私はもっと道が主体的にさらに先進的に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えております。</p> <p>野生鳥獣による被害額が2008年度4億2千万円であった栃木県ですね、ここは北海道の被害額の10分の1程度なんですけれども、県庁と宇都宮大学とが連携をして、文科省の補助を活用し、技術協会の認定を受けた鳥獣管理士という専門官を育成したと承知をしております。</p> <p>他県の状況を道はどのように把握をされているのでしょうか。</p> <p>(六) 専門家養成の国からの要請について</p> <p>人数としては一番多くなっているのですが、被害額の比率ではこれは低いわけですね、北海道は。</p>	<p>すが、道では、平成22年度から24年度までの3年間、道や関係市町村、大学や研究機関など13の機関・団体で「エゾシカネットワーク協議会」を構成しまして、その事業のひとつとして、人材育成事業に取り組んだところであります。</p> <p>この事業では、毎年度、狩猟の経験が浅いハンターを対象とした「新人狩猟者研修」や市町村職員や農林業関係機関の職員を対象とした「地域リーダー育成研修会」を実施したところであります。</p> <p>こうした取組の成果を踏まえまして、平成26年4月に策定した「エゾシカ対策推進条例」におきましては、「エゾシカの捕獲等を行う人材の確保と、専門知識や技術向上のための研修の充実」を掲げるとともに、「エゾシカ対策の企画立案や推進を担う人材の育成及び活用」を盛り込んだところでございます。</p> <p>(エゾシカ対策課長)</p> <p>道内での人材育成の状況についてでありますがお尋ねのあった研修会の参加者の多くは、道を含めまして所属組織が費用を負担し、業務として受講しており、研修団体等への独自の助成は行っていないところであります。</p> <p>道といたしましては、条例に基づきまして、捕獲の担い手対策として、狩猟免許試験の実施回数の増加や出前教室の開催、狩猟経験の浅いハンターを対象とした研修、認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした研修会などの取組を行っているところであります。</p> <p>また、エゾシカ対策の企画立案や推進を行う人材の育成につきましては、今年度から振興局の鳥獣管理担当者を対象に、道内の研究機関や民間団体のご協力をいただきながら、エゾシカの生態や捕獲手法などに関する研修を実施し、職員のレベルアップと人材育成を図っているところでございます。</p> <p>(動物管理担当課長)</p> <p>専門的知見を有する職員についてでありますがおきましては、科学的・計画的な鳥獣の保護管理を効果的に推進するためには、専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であるとして、鳥獣の捕獲・調査のコーディネーター、鳥獣保護管理の学位取得者等の知見を有する職員の配置状況を、把握・公表しているところです。</p> <p>それによりますと、平成28年4月1日現在、37都道府県に103人が配置されており、都道府県別では、北海道が18人と最も多く、次いで長野県が14人、島根県が10人、栃木県には9人が配置されているところでございます。</p> <p>(動物管理担当課長)</p> <p>職員の配置などについてでありますがおきましては、「鳥獣保護管理事業基本指針」に基づき、都道府県に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>国からも、再三にわたって、都道府県における鳥獣管理を担う専門職員の育成や配置等について求められているのではないのでしょうか。</p> <p>また、道庁では現状どのような養成・配置状況になっているのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>(七) 担い手・専門家の養成・配置の促進について</p> <p>ガバメントハンターやまた専門家が二重にですね、通常業務と合わせての任務の重複という事になりますと、これまた厳しい状況になるのかなというふうに思います。</p> <p>道庁自身がかねてから提言してきたようにですね、野生動物問題に対峙していくためにはやっぱり「担い手・専門家」の養成と行政や関係機関、団体、企業などの配置が必須と考えるわけです。道内でも2015年から、シカの軋轢軽減の専門家として、民間資金を活用して、1/2補助でエゾシカ捕獲認証制度、DCCという仕組みを構築してきていると承知しておりますが、2019年度でこれが終了してしまうわけですね。</p> <p>市町村や農協職員などの研修とともに、道庁職員が率先してこうした専門家育成に取り組んでいく、そういう必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p> <p>(八) 今後の取組促進について</p> <p>しっかりと支援しながらですね、連携して進めていただきたい。これは大変好評だというふうにかがっておりますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。</p> <p>そうはいつでも、道の取組はまだ不十分ではないかという指摘もあるわけです。</p> <p>2014年4月に施行されたエゾシカ条例にも人材育成等に必要な措置が盛り込まれ、第5期の管理計画でも「行政機関等における専門知識や技術等を有する人材の配置と育成」とともに、「専門的に捕獲を実施するものを確保・活用する仕組み」を検討すると盛り込まれました。今こそ厳しい認識を持って、官と民による新たな人材育成事業に着手するように求めたいと思えますが、部長はいかがお考えでしょうか。</p>	<p>において、鳥獣の保護管理に関する専門的知見を有する者の配置などの体制整備を求めておりまして、都道府県職員を対象とした野生鳥獣の保護管理に関する研修会の開催や、人材の情報提供・活用促進などの施策により、その配置促進を図っているところであります。</p> <p>このため、道では、国の基本指針を踏まえまして、昨年3月に策定した「鳥獣保護管理事業計画」におきまして、専門職員の人材配置に努めることとしているところであります。</p> <p>道としましては、野生鳥獣の適正な保護管理に向け、国などが実施している専門的研修等を活用するとともに、研究機関と連携の上、職員を対象とした、野生鳥獣の生態といった専門的な研修を開催するなどしまして、適切な配置に努めているところでございます。</p> <p>(生物多様性・エゾシカ対策担当局長)</p> <p>担い手・専門家の養成等についてであります。平成27年度から始まった道内の民間団体によるシカ捕獲認証制度、いわゆるDCCは、シカ捕獲の先進地イギリスにおける民間のシカ捕獲認証制度を参考に創設したもので、専門的な捕獲従事者や捕獲コーディネーターの育成を目的としており、3年間で受講者数は92名、うち79名を認証したと承知しているところであります。</p> <p>認証者のうち、約3割は道外からの参加者であり、所属機関の研修の一環としての受講も増加し、また、今後、講義内容の専門性や柔軟性といった民間団体の強みを活かしながら、道外での開催や他の野生生物への展開も検討していると伺っているところであります。道といたしましては、こうした先導的な取組の発信や道が実施します調査、捕獲事業等での連携を促すなどして、専門人材の育成に努めてまいります。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>今後の取組についてであります。エゾシカの推定生息数は減少傾向にありますが、農林業被害額などは依然として高い水準にありますことから、引き続き効果的な捕獲対策に取り組む必要があると考えております。</p> <p>このため、人材の育成につきましては、エゾシカ対策専門家の育成に取り組む大学や研究機関などの協力のもと、振興局職員をコーディネーターとして養成する研修を実施し、地域におけるエゾシカ対策を担う人材を確保するとともに、捕獲の専門家の確保と活用につきましては、平成27年度に制度化されました道による指定管理鳥獣捕獲事業にご協力いただくほか、「認定鳥獣捕獲等事業者研修」を通じ、事業者のスキルアップを図っているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、こうした人材育成事業を効果的に展開をし、エゾシカ管理計画の目標達成に向けしっかりと取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) エゾシカの場合は管理とそれから資源としての活用、これを両立させていく必要がありますから、このところはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。</p>	